

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月2日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 阿部公一



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4 月 / 日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 猪腰 久子



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月 3日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 岡部 宏美



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月10日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 木戸三代子 印

記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>

- (a) 原案（事務局案）を承認する。
- b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
- c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

--

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4 月 14 日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名

熊田 伸子



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a) 原案（事務局案）を承認する。
 - b) 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c) 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年4月1日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名

高橋 敦司



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4 月 12 日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名

千葉 亜希子



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a) 原案（事務局案）を承認する。
 - b) 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c) 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。


◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月 3日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 七海 末子 

記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - (a) 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年4月4日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名 星 幸 子 

記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a) 原案（事務局案）を承認する。
 - b) 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c) 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等


復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月 5日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名

村上 徹 

記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>
 - a 原案（事務局案）を承認する。
 - b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。
 - c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

復 命 書

答申（案）の審査結果について、次のとおり復命します。

令和2年 4月 2日

郡山市地方社会福祉審議会審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 熊田 伸子 様

委員 氏名

村西敬生



記

- 1 審査の件名 高齢者福祉に関する事項に係る答申（案）
- 2 審査年月日 令和2年3月31日
- 3 事件の内容
令和元年7月30日、郡山市長から諮問のあった事項に対する答申（案）の審査
- 4 審査結果 <次のいずれかに○をつけてください>

a 原案（事務局案）を承認する。

b 原案（事務局案）をおおむね承認するが、次の点について一部修正が必要と考える。
なお、答申への最終的な反映については、会長に一任する。

c 以下の理由から原案（事務局案）を承認できない。

◆ 意見・理由等

台風19号被害、新型コロナ問題と
相次ぐ厳しい状況下での答申とりまとめ
作業、本当にお疲れさまでした。